



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第 5 4 7 号 令和 5 年 2 月 1 4 日 発行

## 目 次

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 6	漁船損害等補償法の規定による同意を求め るための事前届出があった件	漁業調整課
4 7	地籍調査の成果を認証した件	農山漁村振興課
4 8	港湾施設の概要を公示する件	運輸政策課

### 【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
2	雑踏警備業務 2 級検定の実施期日等を公表 する件	

## 徳島県告示第四十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和五年二月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 一 届出事項

#### 1 発起人の住所及び氏名

鳴門市北灘町折野字屋敷二七一

遠藤 貞行

同

三一一―一

上田 彰裕

#### 2 加入区

折野加入区

#### 3 漁船損害等補償法第一百三十一条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

北灘漁業協同組合

### 二 指定漁船調書の縦覧

#### 1 縦覧期間

令和五年二月十四日から同月二十八日まで

#### 2 縦覧場所

鳴門市北灘町宿毛谷字相ヶ谷一番地一

北灘漁業協同組合

徳島県告示第四十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、海陽町長及び那賀町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和五年二月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 海陽町に係る地籍調査

1 調査を行った者の名称  
海陽町

2 調査を行った時期

令和元年度及び令和二年度

3 成果の名称

海部郡海陽町海南一 二地区、海部一 二地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

海部郡海陽町吉野及び多良の各一部（海南一 二地区）並びに高園及び野江の各一部（海部一 二地区）

5 認証年月日

令和五年二月六日

二 那賀町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

那賀町

(二) 調査を行った時期

平成三十年度から令和二年度まで

(三) 成果の名称

那賀町（白石の一部）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

那賀郡那賀町白石の一部（白石一地区）

(五) 認証年月日

令和五年二月六日

2 (一) 調査を行った者の名称

那賀町

(二) 調査を行った時期

平成二十九年度から令和二年度まで

(三) 成果の名称

高野の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

那賀郡那賀町高野（高野地区）

(五) 認証年月日

令和五年二月六日

3 (一) 調査を行った者の名称

那賀町

(二) 調査を行った時期

令和元年度及び令和二年度

(三) 成果の名称

木頭助・木頭出原の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

那賀郡那賀町木頭助及び木頭出原の各一部(助二地区)

(五) 認証年月日

令和五年二月六日

4 (一) 調査を行った者の名称

那賀町

(二) 調査を行った時期

平成二十九年度から令和二年度まで

(三) 成果の名称

雄の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

那賀郡那賀町雄の一部(雄七地区)

(五) 認証年月日

令和五年二月六日

徳島県告示第四十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、撫養港の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和五年二月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 1 港湾施設の種類  
水域施設（小型船舶用泊地）
  - 2 名称  
撫養地区第一小型船舶用泊地
  - 3 位置  
鳴門市撫養町小桑島字前組地先（次の図に示す部分に限る。）
  - 4 数量及び能力  
延長 二八メートル
  - 5 供用開始年月日  
令和五年二月十四日
  - 二 1 港湾施設の種類  
水域施設（小型船舶用泊地）
  - 2 名称  
撫養地区第二小型船舶用泊地
  - 3 位置  
鳴門市撫養町斎田字大堤地先（次の図に示す部分に限る。）
  - 4 数量及び能力  
延長 三六メートル
  - 5 供用開始年月日  
令和五年二月十四日
- （「次の図」は、省略し、その図面を徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンターに備え置いて縦覧に供する。）

## 徳島県公安委員会告示第2号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和5年2月14日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

### 1 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第1条第3号に規定する雑踏警備業務 2級

### 2 実施期日及び場所

#### (1) 実施期日

令和5年7月28日（金）午前9時10分から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、検定の終了時刻にあつては、検定の実施状況に応じて変更することがある。

なお、受付は、当日の午前9時から午前9時10分までの間とする。

#### (2) 実施場所

アスティとくしま

（徳島市山城町東浜傍示1番地1 電話088-624-5111）

### 3 受検定員

10人程度

### 4 受検対象者

受検対象者は、徳島県内に住所を有する者又は法第2条第4項に規定する警備員であつて徳島県内の営業所に属するものとする。

### 5 検定申請手続

#### (1) 受検の予約

ア 専用電話による予約

(ア) 検定を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、受検の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、令和5年6月5日（月）から同月9日（金）までの午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

イ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

#### (2) 検定申請書の提出

ア 検定の申請ができる者

検定の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「検定申請者」という。）のみが行うことができる。

## イ 提出書類

検定申請書（検定規則第9条第1項に規定する検定申請書をいう。以下同じ。）

1通に、次に掲げる書類を添付すること。

- (ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (イ) 検定申請者の住所地が徳島県内にあることを疎明する書面（以下「住所地疎明書面」という。）又は自己の属する営業所が徳島県内にあることを疎明する警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号）第9条第1項に規定する警備員所属証明書（以下「警備員所属証明書」という。）1通

## ウ 提出先

検定申請書及びその添付書類（以下「検定申請書等」という。）は、次に掲げる添付書類の区分に応じて、それぞれ定める警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に提出すること。

- (ア) 住所地疎明書面を添付する場合 検定申請者の住所地を管轄する警察署
- (イ) 警備員所属証明書を添付する場合 検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

## エ 提出方法

検定申請書等は、検定申請者本人が持参すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、検定申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申請は認めない。

## オ 提出期間

検定申請書等の提出は、令和5年6月19日（月）から同月23日（金）までの午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

## カ 検定手数料

検定申請書等を提出する際に、検定手数料として、13,000円を徳島県収入証紙により納入すること。

なお、納入された検定手数料は、還付しない。

## キ 受検票の交付

受検票（検定規則第10条に規定する受検票をいう。以下同じ。）は、検定申請書等の提出を受けた警察署において、後日交付する。

## 6 検定

### (1) 実施概要

検定は、学科試験及び実技試験により行う。ただし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験は行わない。

### (2) 持参するもの

受検に際しては、受検票、筆記用具、帯革（ベルト）、帽子（警備員の制服として使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽、雨着（雨天時に使用する。）及びマ

スクを持参すること。

(3) 服装

警備員にあつては制服とし、警備員以外の者にあつては活動しやすい服装（ジャージやTシャツは不可）とする。

7 合格者発表等

(1) 合格者発表

合格者の発表は、検定の当日、検定の実施場所において行う。

(2) 成績証明書の交付

検定に合格した者に対しては、その当日に検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 検定の実施

この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

9 その他留意事項

(1) 検定申請書の住所欄の記載

検定申請書の住所欄の記載は、住民票の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 問合せ先

この検定に関する問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお、検定の試験内容に関する問合せは一切受け付けない。

(3) その他

新型コロナウイルス感染症拡大状況により、検定を中止する場合がある。